電気需給約款

超そのまんまプラン（低圧）

選択約款

2026年8月9日実施

宮崎電力株式会社

第 1 条　適用

この電気需給約款［低圧］超そのまんまプラン（市場連動）（以下「本選択約款」といいます。）は、宮崎電力株式会社（以下「当社」といいます。）が、低圧で電気の供給を受けるお客さまに超そのまんまプラン（市場連動）を適用するときの、このプランに固有の供給条件を定めたものです。

本選択約款に定めのない事項については、当社が別に定める「電気供給約款（低圧）」（以下「基本約款」といいます。）によるものとします。本選択約款と基本約款の定めが異なる場合は、本選択約款の定めを優先して適用します。

本選択約款および基本約款のいずれにも定めのない事項については、関係法令ならびに一般送配電事業者が定める託送供給等約款その他の供給条件によるものとします。

第 2 条　適用対象

本選択約款は、基本約款に定める供給区域内で低圧により電気の供給を受け、当社が本プランの適用を承諾したお客さまに適用します。

本プランの契約種別は、従量電灯または低圧電力とします。契約電流、契約容量、契約電力、供給電気方式、供給電圧および周波数その他の契約条件は、基本約款、一般送配電事業者の託送供給等約款およびお客さまの申込内容に基づき定めます。

第 3 条　定義

本選択約款で使用する用語は、次の意味によります。本選択約款に定めのない用語の意味は、基本約款によります。

（1）JEPX　一般社団法人日本卸電力取引所をいいます。

（2）エリアプライス　JEPX が公表する九州エリアの 30 分ごとのスポット市場価格をいいます。エリアプライスが公表されない場合は、当該時間帯について一般送配電事業者の託送供給等約款その他の定めにより適用される最新のインバランス料金その他当社が合理的に定める代替指標を用います。

(3) エリア損失率　一般送配電事業者が託送供給等約款に定める低圧供給に係る損失率をいいます。

(4) 30 分使用電力量　一般送配電事業者が計量し、当社に通知する 30 分ごとの接続供給電力量をいいます。

(5) 最大需要電力　一般送配電事業者が計量する 30 分需要電力のうち、料金算定期間における最大の値をいいます。

第 4 条　料金の構成

本プランの料金は、次に掲げる料金の合計額とします。料金算定期間、計量、日割計算、支払義務、支払期日および支払方法については、本選択約款に別段の定めがある場合を除き、基本約款によります。

イ　基本料金
ロ　託送料金従量額
ハ　電源料金
ニ　制度対応費
ホ　送電サービス料
ヘ　その他、本選択約款、基本約款または申込内容に定める料金

第 5 条　基本料金

基本料金は、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める低圧の実量制基本料金単価を基礎として、次の算式により算定します。当該単価には消費税等相当額を含みます。

【式】基本料金＝ 最大需要電力（kW）×実量制基本料金単価（円／kW・税込）

料金算定期間を通じてまったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、前項により算定した金額の 50 パーセントとします。

一般送配電事業者が実量制基本料金単価を改定した場合は、改定後の単価を、その適用開始日から適用します。

第 6 条　託送料金従量額

託送料金従量額は、一般送配電事業者の接続送電サービスの従量料金単価と同額の単価により、次の算式で算定します。当該単価には消費税等相当額を含みます。

【式】託送料金従量額＝料金算定期間の使用電力量（kWh）×託送従量料金単価（円／kWh・税込）

一般送配電事業者が託送従量料金単価を改定した場合は、改定後の単価を、その適用開始日から適用します。

第 7 条　電源料金

電源料金は、30 分ごとのエリアプライスをエリア損失率で補正した金額に、同一時間帯の 30 分使用電力量を乗じて算定した金額を、料金算定期間について合計したものとします。

【式】電源料金＝Σ［30 分使用電力量（kWh）×｛30 分ごとのエリアプライス（円／kWh・税抜）÷（1－エリア損失率）｝×1.1］

エリアプライスおよびエリア損失率を用いた途中計算の端数処理ならびに料金合計額の端数処理は、基本約款に定める方法によります。

第 8 条　制度対応費

制度対応費は、再生可能エネルギー発電促進賦課金と容量拠出金相当額を合算した金額とします。

（1）再生可能エネルギー発電促進賦課金は、料金算定期間の使用電力量に、法令および告示により定められる再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定します。

（2）容量拠出金相当額は、料金算定期間の使用電力量に、当社ホームページに掲載する容量拠出金相当額単価を乗じて算定します。

【式】制度対応費＝使用電力量（kWh）×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価＋使用電力量（kWh）×容量拠出金相当額単価

容量拠出金相当額単価は、電力広域的運営推進機関から当社に通知される容量拠出金の額、当社の供給実績その他合理的な算定根拠に基づき設定し、適用単価および適用開始日を当社ホームページに掲載します。

第 9 条　送電サービス料

送電サービス料は、当社がお客さまに電気を供給し、小売電気事業を運営するために必要となる費用をいいます。

送電サービス料は、料金算定期間の使用電力量に、当社ホームページに掲載する送電サービス料単価を乗じて算定します。送電サービス料単価には消費税等相当額を含みます。

【式】送電サービス料 ＝ 使用電力量（kWh）× 当社ホームページ掲載の送電サービス料単価（円／kWh・税込）

第 10 条　市場価格変動に関する事項

本プランの電源料金は JEPX の市場価格に連動するため、市場価格、燃料価格、為替、電力需給、天候、国際情勢および制度変更その他の事情により、大きく変動することがあります。

電源料金には上限を設けません。このため、市場価格が高騰した場合、他の料金プランまたは従前の料金と比べて電気料金が著しく高額となることがあります。

市場価格の変動を理由として、当社が料金を減額し、支払いを猶予し、または損失を補償するものではありません。ただし、法令、本選択約款または基本約款に別段の定めがある場合を除きます。

第 11 条　30 分使用電力量を取得できない場合

計量器の故障、通信障害その他の理由により 30 分使用電力量を取得できない場合は、一般送配電事業者が定める協議値を用います。協議値に 30 分ごとの値がない場合は、料金

算定期間の使用電力量を、一般送配電事業者から取得できる情報その他合理的な方法により 30 分ごとに配分して算定します。

第 12 条　国その他による電気料金支援

国、地方公共団体その他の機関による電気料金支援制度が実施され、お客さまがその適用対象となる場合は、当該制度で定められた対象期間、対象使用電力量、支援単価および算定方法に従って算定した支援額を、電気料金から控除します。

支援制度の内容、適用条件または算定方法が変更された場合は、変更後の制度に従います。当社は、適用する支援額を請求書その他当社が適当と認める方法によりお客さまにお知らせします。

第 13 条　単価等の変更

当社は、法令または制度の変更、一般送配電事業者の託送料金の変更、容量拠出金その他の公的負担の変更、電力市場または事業環境の変化その他合理的な理由がある場合、容量拠出金相当額単価、送電サービス料単価その他本プランの料金または算定方法を変更することがあります。

前項の変更を行う場合、当社は、変更内容、適用開始日およびお客さまへの影響を、当社ホームページへの掲載、電子メール、書面その他当社が適当と認める方法により、適用開始前の相当な期間をもってお知らせします。ただし、法令、国の制度または一般送配電事業者の託送供給等約款の変更に伴い緊急に変更する必要がある場合は、この限りではありません。

単価の変更に同意されない場合は、変更の適用開始日の前日までに当社へお申し出いただくことで、電気需給契約を解約することができます。この場合、本プラン固有の中途解約違約金は発生いたしません。ただし、解約日までに発生した電気料金その他の債務、電気需給契約書に明記された解約金、および一般送配電事業者から当社に請求される精算金については、お客さまのご負担となります。

第 14 条　再エネオプション

お客さまが再エネオプションを申し込み、当社がこれを承諾した場合、当社は、お客さまに供給した電力量に相当する再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用し、実質的に再生可能エネルギー100 パーセントの電気として取り扱います。対象期間、料金、非化石証書の種類その他の条件は、申込内容または当社が別に定める再エネオプションの提供条件によります。

第 15 条　協議事項

本選択約款および基本約款によりがたい特別な事情が生じた場合は、その都度、お客さまと当社との協議により定めます。

附則

本選択約款は、2026 年 8 月 9 日から実施します。